

県内中小企業者への資金繰り支援（R8.4.1～）

[経営円滑化貸付 既定融資枠1,700億円での対応]

原油価格高騰の影響を受ける県内中小企業者への資金繰り支援として、『経営円滑化貸付(原油価格高騰)』を創設し、セーフティネット保証の指定業種の対象者でない中小企業にも対象を拡充するとともに、通常の「経営円滑化貸付」よりも有利な金利を適用

区分	経営円滑化貸付 【従来型】	経営円滑化貸付（原油価格高騰）
対象者	セーフティネット保証の指定業種に属する中小企業で、以下の要件について市町の認定を受けた者 ① 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること ② 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること ③ 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること	すべての業種に属する中小企業 で、以下の要件を満たす者（市町の認定は不要） ① 同 左 ② 同 左 ③ 最近3か月 または最近1か月 の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること
資金用途	運転（借り換えにも利用可※ ¹ ）	同 左
利率	1.65%（令和8年4月1日時点）	1.45%
限度額	1億円	同 左
融資期間	10年以内（据置2年以内）	同 左
取扱期間	-	令和8年4月1日から当面の間 ※ ²

※1 既存の兵庫県中小企業融資制度または兵庫県信用保証協会の保証付き融資からの借り換えに限る。

※2 セーフティネット保証の市町認定を受けた者は、現時点で申込み可能。